

○東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療保険料減免取扱要綱

令和３年１０月２７日
広域連合告示第３３号

(趣旨)

第１条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第３３号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成２０年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第４号）に定めるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程（平成２０年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第９号）第７条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号。以下「財特法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対して、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う条例第１８条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準及び減免額)

第２条 岡山県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、別表第１に掲げる各項の対象被保険者について、同表中それぞれの項に定める減免対象保険料のうち、同表中それぞれの項に定める減免額を減免することができる。

(減免事由が重複する場合)

第３条 前条に掲げる減免の基準のうち複数の基準に該当する場合は、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

(減免の取消し)

第４条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

２ 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でないと認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第５条 この要綱に定めるもののほか、東日本大震災により被災した被保険者に対する保険料の減免の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和４年８月２３日広域連合告示第２９号）

この要綱は、令和４年８月２３日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年９月２５日広域連合告示第２７号）

この要綱は、令和５年９月２５日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和６年７月１６日広域連合告示第２７号）

この要綱は、令和６年７月１６日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和７年９月１８日広域連合告示第３２号）

この要綱は、令和７年９月１８日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、令和７年４月１日から適用する。

別表第１（第２条関係）

号	対象被保険者	減免対象保険料	減免額
(1)	平成２３年３月１１日に財特法第２条第３項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災を受けたもの又は被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）第２条第２号ハに規定する長期避難世帯に属するもの	平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度の保険料額のうち、平成２３年３月分から平成２４年９月分までに相当する額	全額
(2)	平成２３年３月１１日に財特法第２条第３項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの	平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度の保険料額のうち、平成２３年３月分から平成２４年９月分までに相当する額	全額
(3)	平成２３年３月１１日に財特法第２条第３項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少	平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度の保険料額のうち、平成２３年３月分から平成２４年９月分までに相当する額	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき

	額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下であるもの（前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。）		算定した前年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額に、別表第2左欄に掲げる前年の総所得金額等の区分に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額
(4)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、対象被保険者の行方が明らかとなった場合は、平成23年3月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。	全額
(5)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、東日本大震災による被害を受けたことによりその行方が不	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、対象	全額

	明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの	被保険者の行方が明らかとなった場合は、平成２３年３月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。	
(6)	原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第３項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難又は退避を行っている者	平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度の保険料額のうち、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成２５年３月分までに相当する額。ただし、平成２３年４月２２日に当該指示が解除された地域に住所を有していた者については、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成２３年６月分までに相当する額とする。	全額
(7)	原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していたため、避難を行っている者	平成２２年度から平成２５年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成２６年３月分までに相当する額	全額
(8)	特定避難勧奨地点（東日本大震災の原子力発電所の事故発生後１年間に原子力災害現地対策本部が定める積算線量を超えると推定される特定の地点をいう。）に居住していたため、避難を行っている者	平成２２年度から平成２５年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成２６年３月分までに相当する額	全額
(9)	帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者及び旧緊急時避難準備区域並びに指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者	平成２６年度の保険料額のうち、平成２６年４月分から平成２７年３月分までに相当する額。ただし、旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成２５年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎	全額

		控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成26年4月分から平成26年9月分までに相当する額	
(10)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和3年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の世帯に属する者	令和4年度又は令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和5年度の保険料額のうち、令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する額	全額
(11)	平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額	半額
(12)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分	全額

	定が解除された旧帰還困難区域等の区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和４年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円以下の世帯に属する者	までに相当する額	
(13)	令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和４年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円を超える世帯に属する者	令和５年度の保険料額のうち、令和５年４月分から令和５年９月分までに相当する月割算定額	全額
(14)	平成２７年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和５年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円以下の世帯に属する者	令和６年度の保険料額のうち、令和６年４月分から令和７年３月分までに相当する額	半額
(15)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成２７年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和５年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和５年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控	令和６年度の保険料額のうち、令和６年４月分から令和７年３月分までに相当する額	全額

	除後の総所得金額等を合算した額が 600万円以下の世帯に属する者		
(16)	令和5年4月2日以降令和5年度に 指定が解除された旧特定復興再生拠 点区域に居住していたため避難を行 っている者であって、令和5年の施 行令第18条第1項第2号に規定す る基礎控除後の総所得金額等を合算 した額が600万円を超える世帯に 属する者	令和6年度の保険料額のうち、 令和6年4月分から令和6年 9月分までに相当する月割算 定額	全額
(17)	平成28年中に避難指示区域等の指 定が解除された旧居住制限区域等に 居住していたため避難を行っている 者であって、令和6年の施行令第1 8条第1項第2号に規定する基礎控 除後の総所得金額等を合算した額が 600万円以下の世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、 令和7年4月分から令和8年 3月分までに相当する額	半額
(18)	別表第1第20号に該当する者を除 く帰還困難区域に居住していたため 避難を行っている者、又は平成28 年までに避難指示区域等の指定が解 除された区域を除き、平成29年4 月1日に指定が解除された旧居住制 限区域等、令和元年度に指定が解除 された旧帰還困難区域等、令和4年 度に指定が解除された旧特定復興再 生拠点区域及び令和5年度に指定が 解除された特定復興再生拠点に居住 していたため避難を行っている者で あって、令和6年の施行令第18条 第1項第2号に規定する基礎控除後 の総所得金額等を合算した額が60 0万円以下の世帯に属する者	令和7年度の保険料額のうち、 令和7年4月分から令和8年 3月分までに相当する額	全額

(19)	令和５年４月２日以降令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和６年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円を超える世帯に属する者	令和７年度の保険料額のうち、令和７年４月分から令和７年９月分までに相当する月割算定額	全額
(20)	令和７年３月３１日に指定が解除された帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和６年の施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が６００万円を超える世帯に属する者	令和７年度の保険料額のうち、令和７年４月分から令和７年９月分までに相当する月割算定額	全額
(21)	前２０号に準ずる者として広域連合長が認めた者	それぞれ前２０号に定める保険料に準ずる額	それぞれ前２０号に定める減免額に準ずる額

別表第２（第２条関係）

前年の総所得金額等	減免率
３００万円以下	１００％
３００万円を超え４００万円以下	８０％
４００万円を超え５５０万円以下	６０％
５５０万円を超え７５０万円以下	４０％
７５０万円を超え１，０００万円以下	２０％

備考 収入の減少が事業等の廃止又は失業による場合は、左欄の区分にかかわらず、減免率を１００パーセントとする。